

考えてみませんか？空き家問題

将来空き家問題を生じさせないために、「今」できること



まずは、次のようなことを確認をしましょう！

- その家には、誰かお住まいですか？
- その家は、登記されていますか？
- お隣との境界はご存知ですか？
- あなたの土地に境界標はありますか？
- ご自身の不動産について、ご家族とお話し合いでますか？
- ご自身の不動産について、お困りごとはありませんか？

土地家屋調査士からのアドバイス！

① 建物の未登記、建物を取り壊したときの登記手続を行います。

お持ちの建物が未登記であったときや、取り壊したときの手続も、土地家屋調査士にお任せください。



② ご近所との境界を明確にして、法務局に地積測量図を備え付けます。

土地も含めた不動産を売却や管理するためには、道路境界や隣接土地所有者と立会いの上、境界標を設置して境界確認書面等を作成します。
法務局に永久保管される地積測量図を備え付けておけば、安心して利活用できます。

③ 一番大切なことは、ご家族で土地や家のことを話し合うことです。

土地家屋調査士は、その不動産の現在の状況を調査して、専門家として説明するとともに将来の不動産の活用や処分について、一緒に考えます。



お近くの土地家屋調査士にご相談ください

土地家屋調査士は、不動産の表示の登記に関する国家資格者です。空き家問題については、土地家屋調査士にご相談ください。



ください。
ご相談
お気軽に
